

共通仕様封筒（指定物品）広告掲載要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜県（以下「県」という。）が作成する共通仕様封筒（指定物品）（以下「封筒」という。）に広告を掲載するのに必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 広告掲載は、広告を表示する者（以下、「広告主」という。）に広告媒体を提供することにより、県の新たな財源確保を行い、もって県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（広告掲載の方法）

第3条 県は、広告掲載する封筒の広告枠を、適正な価格で広告枠の買取りを希望する者（以下、「買取り希望者」という。）に売り渡すものとする。

2 買取り希望者は、広告主として自社の広告を掲載し、広告主を募集して他社の広告を掲載し又は自社の広告と他社の広告を併せて掲載することができる。

（広告掲載の対象）

第4条 買取り希望者及び広告主が、次のいずれかに該当する業種又は事業者に係るものであるときは、広告掲載の対象としない。

- （1）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
 - （2）消費者金融に係るもの
 - （3）民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
 - （4）岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置要領及び岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けているもの
 - （5）岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱第3条に該当するもの
 - （6）県内に本店、支店、営業所のいずれも有しないもの
 - （7）前各号に掲げるもののほか、県が広告掲載の対象として不適当と認めるもの
- 2 広告の内容は、県行政の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは、広告掲載の対象としない。
- （1）法令等に違反するもの
 - （2）公序良俗に反しているもの
 - （3）基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
 - （4）政治性又は宗教性のあるもの
 - （5）虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - （6）内容又は責任の所在が不明確なもの
 - （7）意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
 - （8）個人の氏名広告
 - （9）比較広告
 - （10）前各号に掲げるもののほか、県が広告掲載の対象として不適当と認めるもの
- 3 前項各号に掲げる内容に係る基準は、出納事務局長が別に定める。

（広告の申込み）

第5条 買取り希望者は、共通仕様封筒広告掲載申込書（別記第1号様式。以下、「広告掲載申込書」という。）を県に提出するものとする。

（広告申込価格）

第6条 広告掲載申込書に記載する価格は、買取り希望者の希望金額（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、県が予定する額を下回った場合は、申込みを無効とする。

2 広告の原稿作成に係る経費及び募集等に要する費用は買取り希望者の負担とす

る。

(買取り希望者の選定及び通知)

第7条 県は、買取り希望者から第5条の規定による申込みがあったときは、当該広告主及び広告内容について、第4条第1項及び第2項の該当の有無を審査し、随意契約又は競り売りによる場合には、広告掲載申込書に記載した申込額で、県が予定する額以上を提示した最も高い者を契約の相手方(以下、「契約者」という。)として選定する。

- 2 最高価格の買取り希望者が2者以上のときは、くじにより決定する。
- 3 県は、前2項の規定により契約者を決定したときは、共通仕様封筒広告掲載決定・非掲載決定通知書(別記第2号様式)により、契約者に通知する。

(広告審査会)

第8条 前条第1項の審査を行うため、広告審査会を設置することとし、その事務局を出納管理課用度係に置く。

- 2 広告審査会の会長は出納事務局長を、副会長は出納管理課長をもって充てる。ただし、出納事務局長が出納管理課長を兼務するときは、副会長は出納管理課管理調整監をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる者をもって充てる。
- 4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 広告審査会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 広告審査会の会議は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 広告審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(広告原稿の提出及び承認)

第10条 契約者は、広告に次に掲げる事項を表示したうえで、県が指定する日までに、広告原稿を提出し、その内容について県の承認を受けなければならない。

(1) 広告主の名称、所在地及び連絡先を明確にすること。

(2) 広告の上部に県が指定する大きさ以上で「**広告**」と表示すること。

- 2 契約者は、県から広告原稿の修正を命じられた場合は、これに応じなければならない。

(広告掲載決定の取消)

第11条 広告主が、第4条第1項各号に該当することが判明した場合、県は、第7条により決定した契約者に通知した当該決定を取り消すものとする。

- 2 契約者の決定を取り消した場合は、広告の表示を中止するものとし、広告の表示の中止に伴い生じる経費は、契約者が負担する。
- 3 県の責により広告掲載を取り消した場合を除き、広告料の返還はしない。

(契約者の責務)

第12条 契約者は、掲載する広告の内容等がこの要綱等に違反することのないよう注意する義務を負い、掲載された広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 3 月 19 日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 2 月 1 日から施行し、施行日以後に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 23 年 12 月 7 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 26 年 2 月 27 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

附 則
この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行し、施行日以降に締結する契約から適用する。

別表（第 8 条関係）

出納管理課管理調整監
出納管理課出納審査監
出納管理課地域出納審査監